

給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納期限の経過後に当該源泉所得税の納付義務を成立させる支払いの原因となる行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことの可否

明治学院大学 教授 渡辺 充

納税告知処分等取消請求事件、最高裁判所(平成)20年9月9日、平30・9・25三小法廷判決、上告棄却、判時2397号3頁、民集72巻4号317頁登載

【事実】(1)原告青果荷受組合X(以下、「X組合」という。)の理事長であった甲は、平成19年12月10日当時、X組合から55億6323万934円の借入債務を負っていたところ、同日、X組合は甲に対し、甲等が所有又は共有する不動産をX組合に売却する売却代金と対当額で相殺した後の残元本債務48億3682万1235円を免除した。この点につき被告Y(以下、「Y」という。)は、本件債務免除により甲が得た経済的利益が甲に對する賞与に該当するとして、X組合に対して同債務免除等に係る平成19年12月分の源泉所得税18億3550万6244円の納税告知処分及び不納付加算税1億8355万円を賦課決定処分をなした。これを不服としたX組合は、所定の手続きを経て、本訴に至った。

か。争点③本件債務免除につきX組合が錯誤無効を主張することができるか否かである。(3)なお、本件訴訟については、興味深い経緯をたどる。第一審は、争点①を判断するごとく、争点②について、本件債務免除当時、甲の負債は資産の20倍近くあり、年間収入に照らして、近い将来債務全額を弁済することが可能であると認められなかったから、仮に、本件債務免除が給与等に該当するとしても、これを甲に係る給与等の源泉所得税額の計算上、収入金額に算入すべきではないと判断し、本件各処分は違法であるとして、本件各処分を取消し、判決を下した。しかし、Yがこれを不服として控訴したところ、控訴審は、争点①について、X組合が本件債務免除をした主たる理由は、甲の資力喪失により弁済が著しく困難であることが明らかになったためであると認めるのが相当であると、本件債務免除は、役員等の職務の対価とみることは相当ではなく、所得税法28条1項の「給与等」に該当するとはいえないから、本件債務免除は違法であるとして、X組合に源泉徴収義務はなく、本件各処分は違法であるとして、争点②の判断をするこ

金額に算入しないものとすべき事情が認められるなど、本件各処分が取り消されるべきものであるか否かにつき更に審理を尽くさせるため、控訴審判決を破棄し、本件を広島高等裁判所に差し戻した。そこで、差戻後控訴審では、争点②及び争点③につき、審理、判断することとなった。(4)差戻後控訴審では、争点②につき、最高裁から甲の資力喪失に対する審理不十分の問題を指摘されたので、甲の資産内容を慎重に検討した結果、本件債務免除当時(直前)の甲の負債が52億7722万9969円(本件債務を除き4億4040万8457円)、資産が17億2519万9510円と認められ、本件債務免除当時、資産よりも負債が3倍以上と大幅に上回っており、甲が資力を喪失して本件債務全額を弁済することが著しく困難であったと認められることができた。この、本件債務免除により、甲は資産が負債を大幅に上回る状態になることから、本件債務免除に係る48億3682万1235円を全額を債務免除に係る源泉所得税額の計算上給与等に算入した本件各処分は、適法とは認められず、甲の資産が負債を上回った部分である12億8479万1053円は、本件債務免除によって甲の負担を増加させるものであり、所得税法36条1項の「経済的利益」に該当することが認められると判断した。

である。そこで、X組合と甲は、この判断に基づいて、平成19年異議決定から約4か月後に本件債務免除には課税処分されないことを確認し、これを表示した上で、甲の主要不動産を売却してその売却代金で一部弁済させた上で、その残金について本件債務免除をした。そのため、本件債務免除が課税処分の対象になるのであれば、X組合と甲とが確認し合った前提条件に錯誤があり、これを表示しており、要素の錯誤に当たると主張したのである。さらに民法95条は、錯誤の主張時期に制限を課していないのであり、租税の対象となる法律行為に関して時間的制約を加えるのは、憲法84条の租税法律主義に反し、許されないとした。

(2)次に、争点③については、差戻後控訴審の判断は是認できないものとし、次のとおり判断した。「給与所得に係る源泉所得税の納付義務を成立させる支払の原因となる行為が無効であり、その行為により生じた経済的成果がその行為が無効であることに基因して失われたときは、税務署長は、その後当該支払の存在を前提として納税の告知をすることはできないものと解される。そして、当該行為が錯誤により無効であることについて、一定の期間内に限り錯誤無効の主張をすることができ旨を定める法令の規定はなく、また、法定納期限の経過により源泉所得税の納付義務が確定するものでもない。したがって、給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分について、法定納期限が経過したという一事をもって、当該行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことが許されないとする理由はないとすべきである。以上と異なる見解の下に、X組合が法定納期限の経過後に本件債務免除の錯誤無効を主張することは許されないとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるものといわざるを得ない。しかしながら、X組合は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするもの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、X組合の主張をもってしては、本件各処分が違法であるといふことはできない。」

るか否かの2つが問題となっている。(1)の問題については、第一審から上告審までの主たる争点であったが、(2)の問題は第一審、控訴審判決がX組合の勝訴となったことから、特に判断が示されず、最高裁が本件債務免除を給与と認定した上で、はたして甲の資力喪失がどの程度のものであったかという審理不十分の点を吟味するなかで、差戻後控訴審から争点としてクローズアップされ、結論として、差戻後上告審が差戻後控訴審の内容につき、これを是認しなかった点に本件の大きな特徴がある。

①の債務免除につき給与所得課税が行われ、これにつき源泉徴収が行われるべきか否かについては、すでに筆者は別稿で取り上げており、本稿ではあえてこれを再掲することはないが、いわゆる認定賞与につき、給与の支給者が完全に知悉していない内容の支出につき、源泉徴収義務者に対し新たに負担が大きくなるような課税処分をすることは、本来正しくないと考えている。したがって、筆者のこのような視点からすると、差戻後上告審の(2)の判断についても消極的に考えることになる。

2 錯誤無効の第一要件 差戻後上告審の特徴は、錯誤無効について、2要件を付した点である。いま、第一要件を「法律行為の錯誤無効の主張・立証につき期間制限なし」という要件とし、第二要件を「経済的成果の喪失の期限付き主張・立証要件」とする。

はじめに第一要件につき、検討する。争点②の錯誤無効の主張については、源泉徴収に係る法律行為の錯誤無効の特徴である。その理由は、(1)一定の期間内に限り錯誤無効の主張をすることができる旨を定める法令の規定はなく、また、(2)法定納期限の経過により源泉所得税の

【判旨】 上告棄却

(1)はじめに、争点②の本件債務免除に対する課税については、差戻後上告審は、差戻後控訴審の判断を是認するものとした。したがって、本件債務免除により甲が得た経済的利益は12億8479万1053円とし、これは所得税法28条1項にいう賞与又は賞与の性質を有する給与に該当するものとした。

【評釈】 判旨に反対 1 問題の所在 本件では、すでに見てきたとおり、(1)本件債務免除が給与所得として源泉徴収の対象となるか否か、また、(2)法定納期限後に源泉所得税の納付義務を成立させる支払の原因となる行為の錯誤無効を主張することができ

納付義務が確定するものでもないことの2点である。過去の判決例では、申告納税方式による税の場合であるが(本件は源泉所得税)、たとえば、大阪高判平8・7・25訟月44巻12号2201頁は、法定申告期限経過後、現物出資の錯誤による無効主張は許されるか否かが争われた事件であるが、控訴審判決では、納税義務者は、納税義務の発生原因となる私法上の法律行為を行った場合、法律行為の際に予定していなかった納税義務が生じたり、法律行為の際に予定していたものよりも重い納税義務が生じることが判明した結果、この課税負担の錯誤は動機の錯誤であるとして、又はこの錯誤のため合意解除したとして、法律行為が無効であることを、租税行政庁に対し、法定申告期間を経過した時点で主張することはできないものと解するのが相当であるとした。わが国は、申告納税方式を採用し、申告義務の違反や脱税に対しては加算税等を課している結果、安易に課税負担の錯誤を認め、その法律行為が無効であるとして納税義務を免れさせたのでは、納税者間の公平を害し、租税法律関係が不安定となり、ひいては申告納税方式の破壊につながるからである。この事件において、納税者らは、法定申告期限が経過した後納税調査が開始された結果、現物出資の際に予定していなかった納税義務が生じることが判明したとして、現物出資の錯誤による無効又はこの錯誤のための合意解除による無効を主張しているが、この主張は採用することができないと判示した。すなわち、法定申告期限や法定納期限といった一定の期限を過ぎた場合には、錯誤を主張できないものとしていた。本件差戻後控訴審もまさに同様の判断である。

3 錯誤無効の第2要件  
次に、本判決が示した第2要件は、「経済的成果の喪失の期限付主張・立証要件」である。租税法が経済的成果に対して課税することを目的とする限り、すでに発生している収入が消滅していない以上は、この収入に対する課税は避けられないことはいうまでもない。逆に、原因たる行為の瑕疵を理由として経済的成果が実際に失われた場合には、更正されなければならないことになり、この点は、国税通則法71条1項2号、所得税法152条に規定されている。

過去の判決例でも、たとえば、譲渡所得の発生原因たる譲渡契約が法定申告期限後に合意解除された場合において、譲渡所得が消滅したからこれを反映させるべきであるとしてされた期限後申告に対する所得更正処分及び無申告加算税賦課決定処分が、各処分がされるまで

に、合意解除の効果として、当初の契約によって既に生じている収入が現実には消滅したものと認められず、として適法とされた事件がある(最二判平2・5・11訟月37巻6号1080頁)。この最二判平2・5・11は、合意解除の問題は、その成立時期ではなく、合意解除の結果、いつまでに当該収入が消滅したかを問題とするのであり、更正処分時において、納税者がその売買により得た売買代金を返還せず、収入は消滅していないのであるから当該更正処分は適法であるとしたのである。

翻って本件では、差戻後上告審はいささか唐突に、「X組合は、本件債務免除が錯誤により無効である旨の主張をするものの、前記2(5)の納税告知処分が行われた時点までに、本件債務免除により生じた経済的成果がその無効であることに基因して失われた旨の主張をしておらず、したがって、X組合の主張をもってしては、本件各部分が違法であるということはできない。」と判示した。第1要件で法律行為の錯誤無効の主張・立証につき期間制限なしという要件を付しながら、第2要件では納税告知処分が行われた時点までに、経済的成果の喪失の主張・立証をしなければならぬという。この点につき、差戻後上告審は、具体的な理由を何ら示していない。確井論文は、これは「納税告知が確定行為でないとしても、取消訴訟を活用する以上は、そのルールに従わざるを得ないので、取消訴訟における違法性判断に関する処分時説に平仄を合わせたにすぎないと推測することもできる。」と解釈している。

しかし、先にみた最一判昭45・12・24では、源泉徴収による所得税についての納税の告知は、確定した税額がいくばくであるかについての税務署長の意見が初めて公にされるものであるから、支払者がこれと意見を異にするときは、当該税額による所得税の徴収を防止するため、異議申立てまたは審査請求のほか、抗告訴訟をな

しうるものと解され、この場合、支払者は、納税の告知の前提となる納税義務の存否または範囲を争って、納税の告知の違法を主張することができるとしている。つまり、納税の告知がスタートであり、処分時説で平仄を合わせることは、納税者にとって極めて不利となる。そもそも本件は、債務免除益に対する給与所得課税の成否が本来のスタートであり、X組合は甲の資力喪失により弁済が著しく困難であることの主張を繰り返してきたのであり、納税告知処分時までにどの程度の事実をもって経済的成果の無効を立証すべきなのか、なんら手がかりもない。まさに不意を突かれた差戻後上告審の判断に、戸惑いを覚えるのは筆者だけであろうか。筆者は、第1要件と第2要件の連続性がないものと考え、本件判示に反対するものである。

4 結語

本件は、「錯誤」が問題となつてはいるが、錯誤とは何か、という基本的な問題がある。たとえば、係争年度当時の民法95条は、錯誤につき、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定しており、一般的には、内心的効果意思と表示行為から推測される意思との不一致を錯誤という。また、錯誤の態様は、「表示行為の錯誤」と「動機の錯誤」に分けられるが、平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」では、「動機の錯誤」についても民法95条1項2号に明文をもって規定され、従来からの論争が整理された。なお、錯誤の効果については、平成29年の改正により、「無効」から「取消し」となり、これにより意思表示の効力を否定できるのは5年間となり、本件差戻後上告審が、前記のとおり源泉徴収に係る法律行

為の錯誤無効の主張につき期間制限を設けないという点は、今後、大きく影響を受けることとなる。

本件の場合、はじめに甲と第三者である訴外R社に対する「平成17年債務免除益」の取扱があり、この債務免除が甲の資力喪失により税務当局により是認されたことから、本件巨額の債務免除も同様の理由により認められるであろうという錯誤が生じた点を出発点とする。したがって、X組合と甲は、この判断に基づいて、本件債務免除益には課税されないことを確認し、これを表示した上で、甲の主要不動産を売却してその売却代金一部債務を弁済させ、その残金について債務免除をした。そのため、本件債務免除が課税の対象になるのであれば、X組合と甲とが確認し合つた前提条件に錯誤があり、これを表示しており、要素の錯誤に当たると、本件債務免除は民法95条により無効になると主張したのである。

別件ではあるが、かつて興味深い事件に、財産分与錯誤事件(最一判平元・9・14判時1336号93頁)があつた。これは分与者(夫)の高額な所得税負担の発生を理由に、私法上の法律行為を錯誤として無効とすることができるか否かが争われた事件である。すなわち、協議離婚に伴いなされた財産分与において、夫が自己に課税されることを知らなかつた場合に、夫はその錯誤を理由に財産分与契約の無効を主張できるかというものである。第1審、控訴審とも夫が敗訴したが、最高裁は次のように判示し、夫の上告を聞き入れ、逆転勝訴となつた。

「本件財産分与契約の際、少なくとも上告人において右の点を誤解していたものというほかないが、上告人は、その際、財産分与を受ける被上告人に課税されることを心配してこれを氣遣う発言をしたというのであり、記録によれば、被上告人も、自己に課税されるものと理解していたことが窺われる。そうすれば、上告人において、右財産分与に伴う課税の点を重視していたのみなら

ず、他に特段の事情がない限り、自己に課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的には表示していたものといわざるをえない。そして、前示のとおり、本件財産分与契約の目的物は上告人らが居住していた本件建物を含む本件不動産の全部であり、これに伴う課税も極めて高額にのぼるから、上告人とすれば、前示の錯誤がなければ本件財産分与契約の意思表示をしなかつたものと認める余地が十分にあるといふべきである。」

この事件は、法の不知による錯誤であるといえるが、一般納税者の常識の範囲を超えた課税関係を強いることは、やはりできないと解釈すべきである。

なお、本件の場合、いみじくも山崎敏充裁判官は、補足意見でX組合の主張に係る錯誤の成否自体について、若干の疑問を呈している。すなわち、「本件債務免除がされた時に、甲が上告人の理事長であつたことからすると、甲が有していた資産の状況について、上告人において正しく認識することが困難であつたといふことはできない道理であるし、その資産の評価方法について、自ら考える評価方法は異なる評価方法が相当とされることもあり得ることは当然に認識し、また、認識すべきものであるから、そもそも本件債務免除に關し要素の錯誤があつたといえるかについては種々疑問が提起され得るのであり、十分な検討に基づく慎重な判断が求められるところであろう。」と述べている。私見としても、甲が第三者から受けた「平成17年債務免除益」の取扱いから、直ちに、組合とその理事長といった特殊関係者間同士の約48億円に及ぶ債務免除を、要素の錯誤という簡単な一括りでは整理できないものと考ええる。すなわち、先の財産分与錯誤事件は、「法の不知による錯誤」であるが、そこに通常人であつたとしても陥る客観的に重要な錯誤があり、著しく不注意であつたために錯誤に陥つたといふものではないので、その錯誤は認められたが、本件の

場合は、平成17年債務免除益の取扱いがあつたとして、X組合は、本件債務免除益が課税される可能性を認識しつつも、甲の資産の評価に關し、現実の評価額よりも低く認識し、本件債務免除益の全部について課税の対象とならないと考へた「当てはめの錯誤」である。したがつて、経済人として債務免除を行う際に、しかも巨額な債務免除を行う際に、課税問題を軽視するという点を、錯誤という言葉で片づけることに筆者は賛成できない。むしろ本件においては、差戻後上告審の判断と異なり、要素の錯誤はなかつたとして、本件債務免除益について課税を行うべきものとする。

最後に、筆者は、いわゆる認定賞与につきそのすべてを盲目的に給与と認定し、源泉徴収を行うことに反対する考へを持つ。たとえば、最一決平16・10・2の元理事長の横領金に対する八幡福祉協会事件については、横領による金員の移動は元理事長に対する一時所得として課税すべきであると主張した。金子著書は、本件債務免除益につき、「同社団が大変な迷惑をかけられた元理事長に、このような多額の債務を賞与として免除するということは、常識的に考へられないところであり、その意味で、本件免除益を給与所得であると解することは妥当ではなく、むしろ一時所得にあたるべきではないかと考へる」と指摘する。筆者は本件については、甲はX組合における地位と権限を利用し、権利の濫用があつたものであり、X組合が甲に資金融通を繰り返してきた都度、給与の支払いがあつたものとする。このように筆者は、本件は、そもそも所得区分の問題、源泉徴収に耐えうる認定賞与の範囲、法律行為の錯誤無効と課税関係など、多くの問題点につき未消化のまま判決が下されたものとする。賛成できない立場をとる。

(1) ①渡辺充『債務免除益と認定賞与』速報税理2

務につきBに対して信用保証(以下、「本件各信用保証契約」という)をした。本件各信用保証契約については、XがBに対して保証債務の履行として本件各貸金等返還債務を弁済したときは、Aは、その弁済額全額とこれに対する弁済日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金をXに弁済する旨(以下、「本件各信用保証委託契約によりAがXに対して負う債務を「本件各求償等債務」という)が、その都度、約されており、本件各求償等債務については、第1回および第3回ないし6回までの本件各信用保証委託契約に基づきYおよびY2が連帯保証人として、第2回、第7回、および、第8回のものにつきYが連帯保証人(以下、「Yらによる合計8回にわたる連帯保証を「本件各求償等連帯保証契約」という)とした。Aは本件各貸金等返還債務のすべてについて、最終的に分割弁済を怠り期限の利益を喪失したため、平成13年9月28日、Xはその残額のすべてについて本件各信用保証契約に基づき代位弁済(以下、「本件各代位弁済」という)し、本件各信用保証委託契約に基づき、Aに対して求償金および遅延損害金の各請求権(以下、「求償金に係るものを「本件各求償金債権」といい、遅延損害金に係るものを「本件各遅延損害金債権」という)をそれぞれ取得した。Aは本件各求償金債権につきそれぞれ内入弁済をした(以下、「本件各内入弁済」という)ものの、最終的に、その全額を消滅させるには至らなかつた。そこで、Xは、YおよびY2に対しては、本件各求償金債権および本件各遅延損害金債権のうち第1回および第3回ないし6回までの本件各代位弁済に基づきものにつき、その残元金総計1億3168万9164円並びにそのうちの求償金の残元金合計3990万7570円に対する最終内入弁済がされた日(平成28年9月20日)の翌日(同月21日)から支払済みまでの約定損害金利率の範囲内たる年14%の割合による遅延損害金の支払いを求め、また、Yらに対しては、第2回、第7回、および、第8回のものにつき、その残元金総計2億5281万9491円並びにそのうちの求償金の残元金合計7661万6746円に対する最終内入弁済がされた日(平成28年9月20日)の翌日(同月21日)から支払済みまでの約定損害金利率の範囲内たる年14%の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求め本訴

再生債務者が再生計画の遂行として減免されなかつた部分の債権につき一部弁済をしたことは、当該債権に係る保証人との関係では、減免された部分も含めた通常の主たる債務の一部弁済がなされたものと同視すべきであるなどとして、保証債務全体につき債務の承認として時効中断の効力が生じるとされた事例。

早稲田大学 准教授 大澤 慎太郎

【事実】 A株式会社(以下、「A」という)は、B銀行(以下、「B」という)より、平成4年11月27日から平成13年5月18日にかけて合計8回にわたる金銭消費貸借契約および極度手形取引契約(以下、「両者併せて「本件各金銭消費貸借等契約」という)に基づき融資を受け(以下、「本件各金銭消費貸借等契約によりAがBに対して負う債務を「本件各貸金等返還債務」という)、本件各貸金等返還債務のうち、第1回および第3回ないし6回までの本件各貸金等返還債務に基づきYおよびY2(以下、「両者併せて「Yら」という)が連帯保証人として、第2回、第7回、および、第8回のものにつきYが連帯保証人として、X信用保証協会(以下、「X」という)は、本件各金銭消費貸借等契約に合せて合計8回にわたる、Aとの間で信用保証委託契約(以下、「本件各信用保証委託契約」という)を締結し、本件各貸金等返還債

行使が制限されて自然債務となつてはならず、債権として存続し、再生計画により変更された権利と同一性を有するので、再生債務者の再生計画に基づき弁済した、免除部分についても債務の承認となる」と再弁済した。Xの再弁済につき、Yらは「再生計画により免除された85%の債権については、Xは主たる債務者たるAに対して履行請求ができなくなつたのであるから、「主債務者に対して、時効の進行及びこれを前提とする中断を観念する余地はなく、附従性により保証人たるYらに時効中断効は働くことはない」と主張(再弁済)を認め、その請求を認容した。その理由として原判決は、AのXに対する本件各内入弁済は、再生計画により免除されなかつた部分に対応するものであり、本訴においてXがYらに請求するのは、再生計画における免除部分に対応するものであるが、しかし、「再生計画による免除によつて、債務の当該部分が消滅するものではなく、当該部分が民事再生手続の関係で権利行使が制限されるにすぎず、その限りにおいて再生計画認可による変更の前後を通じて債務に同一性があるとするのが相当であるから、再生計画により免除されなかつた部分に対する弁済は、債務に同一性がある」として、このように場合、(改正前)民法457条1項の適用を否定する理由はないといふべきである(改正前)は筆者による)と判断した。このため、Yらが控訴し、その理由として「主たる債務者であるAについて、再生計画認可の決定が確定したことに伴い、再生計画の定めに従い免除の対象となつた債務の部分については、絶対的に債務が消滅し、会計処理上免除益として計上されること、仮に上記決定後の債務は、法的強制力、税法上の取扱い等の重要な部分で上記決定確定前の債務とは異なるから債務として同一性はなく、Aによる再生

を提起した。ところで、XのAに対する本件各求償金債権については、平成14年2月に民事再生法上の再生計画(以下、「本件再生計画」という)が認可され、「同年3月9日」にその認可決定が確定していた。本件再生計画により、本件各求償金債権の元本1億3712万4233円並びに開始決定日の前日までの利息および遅延損害金114万33349円のうち、①元本1億1655万5599円並びに開始決定日の前日までの利息および遅延損害金97万1847円を免除し(免除率85%)、②2074万136円について、再生計画認可決定確定日から6ヶ月以内に、207万5000円、平成15年7月末日に207万5000円、平成16年から平成19年まで毎年7月末日に各331万9000円、平成20年7月末日に331万4136円を分割弁済することとなつていた(なお、本件再生計画において、第1回から8回までの本件各代位弁済によつて生じた本件各求償金債権および本件各遅延損害金債権のうち、どの債権がいくら免除され、また、Xの請求に係る元本総額と本件再生計画において示される元本がどのような対応関係にあるのかは、判決文からは判然としない)。それゆゑ、Yらは、「主債務が商事債務であつても、その一部を免除し、残部を分割弁済する内容の再生計画が作成され、その認可決定が確定した場合は、消滅時効は同認可決定の確定日から再び進行し、その期間は10年(平成29年改正前民法(以下、「改正前民法」という)167条1項)となる」とした上で、その確定日たる「平成14年3月9日」からすでに10年が経過し、平成28年9月28日の本件口頭弁論期日にて、その消滅時効を援用する意思表示をしたと抗弁し、Xの請求につき争つた。これに対して、Xは、Aは本件再生計画に基づき弁済を続けており、平成18年7月から弁済は怠るようになつたものの、本件各内入弁済のうち「平成28年9月20日」の最終内入弁済をもつて、上記②の2074万136円を全額弁済しており、この結果、本件各求償金等連帯保証契約における主たる債務者たるAのXに対する当該弁済は、債務の承認として時効を中断させ(改正前民法147条3号)、保証人たるYらに対して時効中断効が生じ(改正前民法457条1項)、「再生債務のうち再生計画に基づく免除部分は、債権の一部が消滅するのではなく、民事再生手続の関係で権利

を提起した。ところで、XのAに対する本件各求償金債権については、平成14年2月に民事再生法上の再生計画(以下、「本件再生計画」という)が認可され、「同年3月9日」にその認可決定が確定していた。本件再生計画により、本件各求償金債権の元本1億3712万4233円並びに開始決定日の前日までの利息および遅延損害金114万33349円のうち、①元本1億1655万5599円並びに開始決定日の前日までの利息および遅延損害金97万1847円を免除し(免除率85%)、②2074万136円について、再生計画認可決定確定日から6ヶ月以内に、207万5000円、平成15年7月末日に207万5000円、平成16年から平成19年まで毎年7月末日に各331万9000円、平成20年7月末日に331万4136円を分割弁済することとなつていた(なお、本件再生計画において、第1回から8回までの本件各代位弁済によつて生じた本件各求償金債権および本件各遅延損害金債権のうち、どの債権がいくら免除され、また、Xの請求に係る元本総額と本件再生計画において示される元本がどのような対応関係にあるのかは、判決文からは判然としない)。それゆゑ、Yらは、「主債務が商事債務であつても、その一部を免除し、残部を分割弁済する内容の再生計画が作成され、その認可決定が確定した場合は、消滅時効は同認可決定の確定日から再び進行し、その期間は10年(平成29年改正前民法(以下、「改正前民法」という)167条1項)となる」とした上で、その確定日たる「平成14年3月9日」からすでに10年が経過し、平成28年9月28日の本件口頭弁論期日にて、その消滅時効を援用する意思表示をしたと抗弁し、Xの請求につき争つた。これに対して、Xは、Aは本件再生計画に基づき弁済を続けており、平成18年7月から弁済は怠るようになつたものの、本件各内入弁済のうち「平成28年9月20日」の最終内入弁済をもつて、上記②の2074万136円を全額弁済しており、この結果、本件各求償金等連帯保証契約における主たる債務者たるAのXに対する当該弁済は、債務の承認として時効を中断させ(改正前民法147条3号)、保証人たるYらに対して時効中断効が生じ(改正前民法457条1項)、「再生債務のうち再生計画に基づく免除部分は、債権の一部が消滅するのではなく、民事再生手続の関係で権利